

新型コロナウイルスとは

コロナウイルスは発熱や上気道症状を引き起こすウイルスで、一般の風邪の原因の10%程度を占めると言われています。重篤な症状を引き起こすMERSやSARSなどもコロナウイルスに含まれます。2019年12月に中国 武漢で発生した原因不明の重篤な肺炎の原因として新しいコロナウイルスが検出されました。これが、新型コロナウイルスで2019-nCoVと命名されました（以下、新型コロナウイルスと表記）。現在は中国全土のみならず、その他の国でも感染者の発生が報告されています。我が国においても、ヒトからヒトへの感染者がでています。現在、新型コロナウイルスに対して有効なワクチンや治療薬はありません。

新型コロナウイルスの流行状況

流行の状況については次のリンクを参考にしてください。

1. 厚生労働省：中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
2. Johns Hopkins University (the Center for Systems Science and Engineering)
<https://gisanddata.maps.arcgis.com/apps/opsdashboard/index.html#/bda7594740fd40299423467b48e9ecf6>
3. WHO: Situation Update
<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports/>
4. CDC : Situation summary
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/index.html>

日本政府の対応

1. 厚生労働省：中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
2. 外務省：トップページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

個人レベルでの予防対策

新型コロナウイルスの感染経路は主に飛沫感染と接触感染と考えられています。国内においてもヒトからヒトへの感染が認められています。そのため衛生対策として、インフルエンザと同様の咳エチケットや手洗い（特にトイレ後）などの基本的な感染症対策を行ってください。なお現在においては、新型コロナウイルスの感染の疑う所見が無い場合には、念のためを目的とした検査を受ける体制は整っていません。

企業レベルでの予防対策

1月31日現在では中国が主な流行地域になっています。状況が進むにつれて中国外の地域においても流行が広がる可能性があります。そのため以下のケースに分けて企業が取り組むべき対応のポイントをまとめてみました。

1. 海外流行期
 - 高度流行地域（湖北省など）
 - 不要不急の渡航の制限、駐在員の退避の検討する
 - 帰国者は14日間の健康観察を行う（2回/日の検温を実施）

- 可能な場合はこの14日間は自宅勤務を行うことが望ましい
- 感染を疑う症状がある場合は、最寄りの保健所に連絡のうえ医療機関を受診する
- 軽度・中等度流行地域（湖北省を除く中国全土）
 - 不要不急の渡航の制限を行う
 - 帰国者は14日間の健康観察を行う（2回/日の検温を実施）
 - 可能な場合はこの14日間は自宅勤務を行うことが望ましい
 - 感染を疑う症状がある場合は、最寄りの保健所に連絡のうえ医療機関を受診する

2. 国内流行期

- 飛沫感染対策
 - 手洗い（特にトイレ後）、手指のアルコール消毒等の基本的衛生管理を行う
 - 環境のアルコール消毒を行う（ドアノブ、階段の手すり、エレベーターの操作盤など）
- BCP（事業継続計画）の発動
 - 新型コロナウイルスのBCPを作成する（新型インフルエンザBCPを参考に）
 - 状況に応じてBCPを発動する

社員が感染の疑いがある場合・接触者となった場合の対応

1. 社員に感染を疑う症状がある場合
 - 最寄りの保健所に連絡のうえ医療機関を受診する
 - 医療機関を受診する場合はマスク着用する
2. 社員が感染者と接触者した場合
 - 14日間の健康観察を行い、この間は自宅勤務を行う（2回/日の検温を実施）
 - 自宅勤務が出来ない場合は、その間の欠勤の取り扱い方法を決めておく
 - 外出する場合にはマスクを着用する

その他参考となる情報

1. 日本感染症学会
http://www.kansensho.or.jp/modules/topics/index.php?content_id=31
2. 国立感染症研究所
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>
3. シンガポール保健省
<https://www.moh.gov.sg/2019-ncov-wuhan>
4. 香港衛生局
<https://www.chp.gov.hk/en/features/102465.html>
5. 米国商工会議所財団
<https://www.uschamberfoundation.org/coronavirus>
6. 厚生科学審議会（感染症部会）
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_127717.html

付記

WHOは2020年1月30日に新型コロナウイルスによる肺炎を「国際的に懸念される公衆衛生の緊急事態」と宣言した。それに伴い、日本政府は同疾患を感染症法上の指定感染症に指定する政令施行を2月1日から実施とした。